

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年11月9日

京都市人事委員会委員長 松井珍男子

京都市人事委員会規則第2号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例施行細則の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

(京都市人事委員会事務局調査課)